

天理市ごみ収集車広告掲載に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、天理市ごみ収集車（以下「ごみ収集車」という。）への広告の掲載に関し、天理市有料広告掲載に関する基本要綱（以下「基本要綱」という。）及び天理市有料広告掲載に関する基準に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告物のデザイン)

第2条 基本要綱第3条第1項各号に規定するもののほか、広告物の色彩、意匠その他のデザインが次の各号のいずれかに該当するときは、掲載することができない。

- (1) 道路交通上の安全を阻害するおそれがあるもの
- (2) 天理市の美観風致を損なうおそれのあるもの
- (3) 発光、蛍光、反射効果を有する材料を使用しているもの
- (4) 市から一般廃棄物に関する委託業務の許可を受けている業者及び天理市環境クリーンセンターの業務と密接にかかわる事業者の広告等、広告掲載を行うことにより本市が行う一般廃棄物処理業務について、市民に誤解を招く恐れのあるもの

(広告物の掲載位置)

第3条 広告物の掲載位置は、ごみ収集車の荷箱部両側面とし、これを1枠とする。

- 2 片面の広告物の大きさは、縦70センチメートル、横145センチメートル以内の長方形とする。ただし、荷箱部左側面は、ステップに干渉しないよう切込みを入れる等の細工を施すものとする。

(広告の掲載方法等)

第4条 広告の掲載方法は、広告の内容を表示したラッピングフィルム又はマグネットシートによるものとし、いかなる場合においても車両本体への直接塗装は行わないものとする。

- 2 前項のラッピングフィルム及びマグネットシートの材質は、広告掲載期間経過後車両から再剥離が可能な素材で、広告物の撤去の際に車両の塗装の剥

離を生じさせないものとする。

(広告掲載料)

第5条 広告掲載料は、1枠につき月額8,000円(別途消費税及び地方消費税が加算されます。)とする。

(広告掲載期間)

第6条 広告掲載期間は、1台につき1月を単位として、12月を限度とする。
ただし、年度を越えて定めることはできない。

2 広告掲載期間は、広告主と市長が協議の上、収集車の運行管理状況等を勘案し、市長が定めるものとする。

(広告物の作成、貼付及び撤去)

第7条 広告物の作成、貼付及び撤去は、広告主が行うものとする。

2 広告物の貼付又は撤去により、ごみ収集車の車体表面、塗装、構造等を損傷したときは、広告主が、経費を負担して原状回復するものとする。

3 経年に起因する広告物の色あせ、劣化等の補修又は修復については、広告主が現状を確認し、その負担において処置しなければならない。

(広告掲載の募集)

第8条 広告の掲載の募集は、市ホームページ、市広報紙等により行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第9条 広告の掲載を希望する者(以下「申込者」という。)は、天理市ごみ収集車広告掲載申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)に掲載しようとする広告原稿を添えて、市長に提出しなければならない。

(広告の掲載決定等)

第10条 市長は、申込書を受理したときは、内容を審査し、掲載の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定により掲載の可否を決定したときは、天理市ごみ収集車広告掲載承認(不承認)通知書(様式第2号)により申込者に通知する。

この場合において、市長が必要と認めるときは、条件を付するものとする。

(広告掲載の取消し)

第11条 市長は、基本要綱第12条の規定により広告の掲載の決定を取り消すと

きは、天理市ごみ収集車広告掲載取消通知書（様式第3号）により広告主に通知するものとする。

（広告の内容等の変更）

第12条 広告主は、次の各号のいずれかに該当するときは、天理市ごみ収集車広告内容変更・取下届（様式第4号）により速やかに市長に申し出なければならない。

- （1） 広告の内容等を変更するとき。
- （2） 申込書の記載内容に変更があったとき。

（広告掲載の取下げ）

第13条 広告主は、広告の掲載を取り下げるときは、天理市ごみ収集車広告内容変更・取下届（様式第4号）により市長に申し出なければならない。

（広告掲載料の返納）

第14条 市の都合により広告掲載ができなかったときは、納付済みの広告掲載料を広告主に返納する。

- 2 前項の規定により返納する広告掲載料は、掲載できなかった期間の日数に応じて日割りにより広告掲載料を返納する。

（広告主の責務）

第14条 広告主は、広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告の内容が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容に係る財産権の全てにつき権利処理が完了していることを市に対して保証するものとする。
- 3 広告主は、広告の掲載、広告物の剥離等により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。
- 4 広告主は、広告に係る一切の権利について、第三者への譲渡、転貸、担保の提供その他の行為を行ってはならない。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

年 月 日

天理市長 様

申込者 住所

名称

代表者名

㊞

電話番号

天理市ごみ収集車広告掲載申込書

天理市ごみ収集車広告掲載に関する要綱第9条の規定により、下記のとおり
申し込みます。

記

- 1 広告原稿 別紙のとおり
- 2 広告の内容等
- 3 広告掲載希望台数 台
- 4 掲載希望期間 年 月から 年 月まで
- 5 業種・事業内容
- 6 申込みにおける承諾事項

次の事項について承諾します。

- (1) 広告は、天理市ごみ収集車広告掲載に関する要綱第2条から第4条
までの規定によるものとし、掲載の可否は市長が決定すること。
- (2) その他天理市有料広告掲載に関する基本要綱及び天理市ごみ収集車
広告掲載に関する要綱に従うこと。

* 事業者にあつては事業の概要がわかる書類を、資格又は免許を必要とする
業種にあつてはそれを証明する書類の写しを添付してください。

天 第 号
年 月 日

様

天理市長



天理市ごみ収集車広告掲載承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申込みのありました天理市ごみ収集車広告掲載について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 承認

- (1) 掲載内容等 別紙のとおり
- (2) 広告掲載台数 台
- (3) 広告掲載期間 年 月から 年 月まで
- (4) 広告掲載料 円
- (5) 広告掲載料の納付

年 月までに同封の納付書により、指定の場所でお支払い
ください。

(6) 掲載条件

天理市有料広告掲載に関する基本要綱、天理市有料広告に関する基準、
天理市ごみ収集車広告掲載に関する要綱及び別紙注意事項に従うこと。

2 不承認

理由

様式第3号（第11条関係）

天 第 号
年 月 日

様

天理市長



天理市ごみ収集車広告掲載取消通知書

年 月 日付けで申込みのありました天理市ごみ収集車広告掲載を
決定しましたが、下記の理由により広告の掲載を取り消しますので通知しま
す。

記

取消しの理由

年 月 日

天理市長 様

申込者 住所
名称
代表者名
電話番号

印

天理市ごみ収集車広告内容変更・取下届

天理市ごみ収集車広告の掲載内容について、次のとおり（変更・取下げ）を届け出ます。

変更又は取下げ希望時期	年 月 日 ~	
区 分	<input type="checkbox"/> 広告物の取下げ <input type="checkbox"/> 広告物のデザインの変更 <input type="checkbox"/> その他 ()	
連 絡 担 当 者	担当者名	
	電話番号	